

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

首都圏新都市鉄道：柏の葉キャンパス駅（柏市）

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 理事会・賀詞交換会／ちばデスティネーションキャンペーン
- 特集 **4** 平成19年度中小企業対策関連政府予算案の概要
- 施策 **6** 商工中金の支援策
- 組合 Q&A **8** 改正組合法の役員規定
- 視点 **10** 上杉鷹山に学ぶ改革への勇気と気概
- ご案内 **12** 千葉県最低賃金
- 連携リーダー **13** 千葉県青果商業協同組合連合会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（12月）
- お知らせ **15** 組合決算講習会のご案内

2007

2



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

平成18年度第2回理事会 新春賀詞交換会

本会は1月19日、千葉市内のホテルにおいて理事会を開催した。始めに坂戸誠一会長より「中央会の使命を再認識し、県下中小企業が環境変化に即応し得る連携組織の構築ができるよう支援していきたい」との挨拶があり、その後、①平成18年度事業進捗状況並びに収支状況が了承され、②諸規程の一部制定について審議され原案どおり可決決定した。

その後県や商工中金の来賓をお招きして賀詞交換会が開催された。

官公需問題懇談会

本会は1月29日千葉市内において官公需問題懇談会を開催した。はじめに、関東経済産業局官公需適格組合審査諮問委員会委員長で千葉県官公需研究会会長の伊藤公一千葉商科大学教授が「官公需を取り巻く情勢と今後の方向性」について講演し、続いて伊藤先生が座長になって発注機関の代表者を交えて懇談した。

ちばデスティネーション キャンペーン

JRグループと地元自治体、観光関連事業者、商工団体などが連携し、全国から観光客誘致を図る「ちばデスティネーションキャンペーン(DC)」が2月1日から県内全域でスタートした。1日にはタイアップ企業であるJR東日本が千葉〜木更津間に「D51」を投入しキャンペーンの開幕を祝った。その後D51は木更津〜館山間に3日から延べ5日間運行する。



18年ぶりに千葉の地を走行したのと同型のD51(キャンペーンのポスターより)

この国内最大級の大型観光キャンペーンであるちばDCのコンセ

プトは「房総発見伝」これはお馴染みの曲亭馬琴の「南総里見八犬伝」にちなんだもので、そのモチーフになぞらえて県内観光の魅力の多様性を「花・海・健・歴・祭・味・夢・美」の8つのキーワードで表現し、4月までの期間中はこのキーワードをテーマとした房総発見の旅が提案されていく。

また、県域を南房総、北総、九十九里、ベイ東葛の4つのエリアに分け、各地でDCを象徴するイベントを次のように順次実施する。

- ▼2月3日「房総発見伝・オープニングフェスティバル」開幕に当たるイベントは南房総エリアで行われる。館山市、南房総市、鋸南町で実施された。主なテーマは「花」と「歴」。

- ▼3月10日「小江戸・佐原まちめぐりウォーキング」北総エリアでは佐原の祭り文化や歴史に育まれた地元の味に触れる街歩きを中心とした企画。主なテーマは「祭」と「味」。

- ▼4月15日「九十九里ウォークフェスタ」海の文化に親しみつつ浜歩きを楽しむイベントのほか、健康をテーマにした展示や講座などの多彩なイベントを開催する。

主なテーマは「海」と「健」。

- ▼4月30日「房総発見伝・グラウンドフィナーレ」キャンペーンの最後を飾るのはベイ・東葛エリア。千葉市中央公園に設ける特設ステージでは、県内の高校生によるマーチングバンドとブラスバンドの演奏が行われ、千葉県観光の未来に向けた夢を発信する。主なテーマは「夢」と「美」。

また、これらのイベントの外にもDCの期間中には400種類以上の多くのイベントが県内各地で計画されている。

DCキャンペーンは2005年に会津で開催されたときには大きな成果を上げており、開催後も着実に会津地方を中心に福島県の観光振興につながった。今回は首都圏で初めての開催となるだけに、これが成功して、千葉県が全国区の観光地へと飛躍発展するきっかけになるよう期待されている。

平成19年度経済見通し

このほど「平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」が閣議了承された。

それによると、平成19年度の我

が国経済の見通しについて、世界経済の着実な回復が続く下、企業部門・家計部門とも改善が続き、改革の加速・深化と政府・日本銀行の一体となった取り組み等により、物価の安定の下での自律的・持続的な経済成長が見込まれる、としている。

ちなみに国内総生産は名目で17年度実績が503・4兆円(対前年度比1・0%)、18年度実績見込みが510・8兆円(1・5%)、19年度見通しが521・9兆円(2・2%)となっている。

また、政府は「成長なくして日本の未来なし」の理念の下、「戦後レジームからの新たな船出」を行うため、イノベーションの力とオープンな姿勢により、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するものとし、その初年度である平成19年度においては、「創造と成長」の実現を図るとの方針の下で、成長力強化に向けた改革を加速・深化させるとともに、併せて地域経済の活性化や再チャレンジ可能な社会を目指すための取り組みを強力に推進する等の経済財政運営の基本的態度を示している。

平成19年度

中小企業対策関連政府予算案

「平成19年度予算政府案」がこのほど閣議決定された。

一般会計は82兆9088億円で、このうち公共事業や社会保障などに充てる一般歳出は46兆9783億円となっている。同予算のポイントとして、(1)歳出改革の強化（「基本方針2006」に沿った歳出改革、制度・施策の見直し等）、(2)財政健全化（新規公債発行額の過去最大4.5兆円の減額等）、(3)予算配分の重点化（成長力強化・再チャレンジ支援・少子化対策・教育再生等に重点配分）、(4)予算配分の効率化があげられている。

中小企業対策費は、政府全体で1625億円、このうち経済産業省所管分は1245億円となっている。同省では、地域・中小企業の自立的発展への総合支援として(1)地域中小企業の活性化【地域の応援】(2)中小企業の発展・再生の支援【企業の応援】(3)起業・再起

業促進や中小企業で働く人材の支援【「ヒト」の応援】の3つの応援を行うとし、予算、法律、税制、財政投融资等あらゆる政策手段を総動員して中小企業対策を展開するとしている。

以下は政府予算案の概要。

基本的考え方

我が国全体の景況は回復が続いているが、多くの中小企業では未だ景気回復を実感するにはほど遠く、地域によっても改善度合いにばらつきが見られる状況にある。

このような状況下、自立的な産業活性化を目指す地域、やる気と潜在力ある中小企業、起業・再起業等を目指す個人（ヒト）の新たな開を応援し、景気回復、雇用拡大のすそ野を拡げ、景気回復を確かなものとする。

このため、以下の方針の下、予算、法律、税制、財政投融资等あらゆる政策手段を総動員して中小

企業対策を展開する。

■地域中小企業の活性化【地域の応援】

①「中小企業地域資源活用プログラム」の創設②まちづくりの推進と商店街の振興

■中小企業の発展・再生の支援【企業の応援】

①モノ作り中小企業への高度化支援②政策金融改革の確な実現と中小企業金融の充実・円滑化③中小企業再生の推進・事業承継の支援

■起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援【「ヒト」の応援】

①起業・再起業の支援②小規模・零細事業者に対する支援③女性・OB人材・若者を活かした事業展開の支援

予算案等

■予算案（経済産業省）

19年度予算案1245億円

■中小企業対策費（政府全体）

19年度予算案1625億円

*経済産業省の他、財務省、厚

生労働省において380億円の予算案を計上

■18年度補正予算案945億円

*内訳は i 信用保証協会経営基盤強化予算30億円 ii 中小公庫融資部門収支差補給金365億円 iii 中小公庫信用保証部門出資金550億円

重点項目

■地域中小企業の活性化

①「中小企業地域資源活用プログラム」の創設 ii 地域間格差の拡大が懸念される中で、地域がそれぞれの強みをいかして自立的・持続的な成長を目指すことが重要。そのため、特色ある地域資源（産地の技術、農林水産品、文化財等）を活かした新たな事業を地域に創出していくことが重要である。

こうしたことから、「中小企業地域資源活用促進法（仮称）」を制定し、中小企業の地域資源

を活用した創意ある取り組みを総合的に支援する。5年間で1000の新事業を創出する。

また、全国、世界に通用する地域発ブランドの育成を支援する。

②まちづくりの推進と商店街の振興Ⅱコンパクトでにぎわい溢れるまちづくりを進めるため昨年5月に成立した改正中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化本部を中核として、「選択と集中」の下、中小小売業者等の意欲的な取り組みを支援する。

また、少子化や就業機会創出など、地域経済の課題に対応すべく、地域コミュニティの「顔」である商店街を活用する。3年間で100のモデル的な商店街の確立を目指す。

▼中小企業地域資源活用プログラム101・3億円（内訳ⅰ市場志向型ハンズオン支援事業20・3億円ⅱ地域資源活用売れる商品づくり支援事業41・3億円ⅲ地域企業化力向上支援事業20・2億円ⅳ地域資源活用型研究開発事業19・7億円）▼JAPANブランド育成支援事業13・1億円▼戦略的中心市街地

商業等活性化支援事業63億円▼少子高齢化等対応中小商業活性化事業29・7億円

■中小企業の発展・再生の支援

①モノ作り中小企業の高度化支援Ⅱ昨年6月に施行された「中小ものづくり高度化法」に基づき中小企業と川下産業の連携による研究開発を支援するとともに、工業高校等を活用した人材育成など総合的な施策を展開し、高度部材・基盤産業を支えるモノ作り中小企業を支援する。

②政策金融改革の的確な実現と中小企業金融の充実・円滑化Ⅱ行政改革推進法及び制度設計に基づき、中小企業者の視点に立った政策金融改革を実現する。

また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を推進し、中小企業の融資・保証制度を拡充するとともに、利用者の視点に立った信用保証制度の見直し、サービス向上等を実施することにより、中小企業金融の充実・円滑化を図る。

③中小企業再生の推進・事業承継の支援Ⅱこれまで1000件

を超える再生計画を取りまとめた中小企業再生支援協議会を一層充実させるとともに、再生時における金融支援を拡充し、地域における中小企業の再生を推進する。

また、事業承継については、事業承継協議会の検討成果等を踏まえ、実務家等による支援ネットワークを構築するなど総合的な支援を行う。

▼戦略的基盤技術高度化支援事業93・6億円▼中小企業モノ作り人材育成事業5・4億円▼証券化支援事業45億円▼信用保証協会の運営基盤の強化等42億円▼中小企業再生支援協議会事業33・2億円▼中小企業事業承継円滑化支援事業2億円

■起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援

①起業・再起業の支援Ⅱ我が国の経済を活性化するため、金融制度の拡充や資金計画に関する相談窓口の設置等により、起業・再起業等を支援する。

②小規模・零細事業者に対する支援Ⅱ地域経済・社会活力の源である小規模・零細事業者に対して、身近な経営面の相談窓口

の強化や経営革新の指導、円滑な資金調達環境の確保等、経営力強化に対する支援を行う。

③女性・OB人材・若者を活かした事業展開支援Ⅱ女性、OB人材、若者を活かした中小企業の事業展開を支援するため、育児施設等の厚生施設の設置や高齢者のための事業環境の整備、各地域における中小企業と若者との相互理解の促進などの支援を行う。

▼動産等担保融資関連保証対策費補助金2・8億円▼経営安定関連保証等対策費補助金2・5億円▼早期転換・再挑戦支援窓口事業8億円▼小規模事業者新事業全国展開支援事業25・1億円▼シニアアドバイザー事業18億円▼創業人材育成事業16・1億円▼JAPANブランド育成支援事業13・1億円▼早期転換・再挑戦支援窓口事業8億円▼中小企業少子化対応経営普及事業0・5億円▼企業等OB人材活用推進事業5・2億円▼若者と中小企業とのネットワーク構築事業18億円

■ 環境配慮に取り組む事業者に対する総合支援策

環境問題への対応を促進するために、企業の社会的責任（CSR）の一つである環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを対象とする総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

下記の取り組みに必要となる設備資金・運転資金

- (1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）への取り組み
- (2) 廃棄物の適正処理
- (3) 大気汚染物質の排出抑制
- (4) 水質汚濁物質の排出抑制
- (5) 特定化学物質の排除や管理体制の整備
- (6) 土壌汚染防止
- (7) 省エネルギーへの取り組み
- (8) 新エネルギー（天然ガス・風力発電等）の利用への取り組み
- (9) その他産業公害防止への取り組み

併せて、省エネ診断に係る情報提供、助成金、各種施策情報等の提供も行っています。

■ 女性の社会進出総合支援策

女性の社会進出を支援するために、女性起業家及び女性の社会進出に貢献している事業を営む皆さまを対象とする総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

下記の取り組みに必要となる設備資金・運転資金

- (1) 女性による起業（創業7年以内）
- (2) 女性の社会進出促進効果がある事業（家事・育児関連事業、介護・福祉関連事業等）への取り組み
- (3) 女性従業員、男女雇用機会均等への配慮

併せて、関連会社を通じての情報提供等も取り扱っています。

■ リフレッシュ21

事業活性化に向けた経営課題の解決、経営目標の達成に取り組む皆さまを対象とする総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

- (1) 創業
- (2) 雇用創出
- (3) IT（情報技術）の導入・活用、IT関連機器等の製造等
- (4) 地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策
- (5) ものづくり基礎技術

併せて、税制面の優遇措置や補助金等、並びに商工中金の関連会社を通じての情報提供・コンサルティング等も取り扱っています。

■ 商工中金の支援策についての詳細は

- 商工中金広報部お客様サービスセンター
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17 Tel.03-3272-6111
URL <http://www.shokochukin.go.jp/>
- 千葉支店
〒260-0028 千葉市中央区新町3-13 Tel.043-248-2345
- 松戸支店
〒271-0092 松戸市松戸1846-2 Tel.047-365-4111
- 浦安出張所
〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6 Tel.047-355-8011

商工中金の支援策

商工中金は政府と組合の共同出資による政府系組織金融機関であり、政策性・独自性のある金融サービスを中小企業の皆様にご提供しております。

具体的には、活力ある我が国経済の担い手として、力強く成長されている中小企業の皆さまをバックアップするために金融支援と情報提供等をパッケージ化した7つの総合支援策を用意しております。

詳しくは最寄りの商工中金窓口までお気軽にお問い合わせください。

■ コーポラティブ2 1 [組合に対する支援策]

将来的な組合全体の活性化を視野に入れ、積極的に組合の皆さまをバックアップするための総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

- (1) 組合経済事業活性化に必要な資金
- (2) 金融事業を実施するための資金
- (3) 新設組合が事業を展開していくための資金
- (4) 経営革新・新事業創出・創業といった中小企業を取り巻く新たな課題に取り組むために必要な資金等併せて、新事業提案、各種補助金情報提供、組合設立支援、有効事例等の還元も行っています。

■ イノベーション2 1 [新規性が認められる事業に対する総合支援策]

意欲的で創造的な企業家（起業家）精神をバックアップし、新事業への挑戦を積極的に支援するための総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

事業に「新規性」の認められる中小企業の皆様が、新たな事業を行うために必要となる設備・運転資金（主として、事業化段階の資金が対象となります）。

なお、業態別に見ますと製造業が中心になっていますが、卸・小売並びにサービス業の方々にも幅広くご利用いただいております。

■ オーバーシーズ2 1 [海外投資に関する総合支援策]

海外展開により事業の発展を計画されている中小企業の皆様のため、海外投資貸付を中心とした総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

海外進出を行う中小企業の皆様が海外進出に伴い必要となる設備・運転資金併せて、海外進出に係る各種情報提供、現地に進出しているお取引先の投資相談・現地金融へのサポート、海外コルレス業務を行う唯一の政府系金融機関として各種外為業務などを行っています。

■ リージョン2 1 [地域再生・活性化への取り組みに対する総合支援策]

地域経済再生・活性化のために、中小企業団体中央会、経済産業局、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関等との連携を深めながら、政府系金融機関として呼び水となるような総合支援策を実施しています。

【対象となる資金】

下記の取り組みに必要な設備資金・運転資金

- (1) 「地域再生計画」に関する事業
- (2) 「地域産業集積活性化法・中心市街地活性化法」の規定に基づく事業
- (3) 「経済特区」における特定事業
- (4) 「JAPAN ブランド育成支援事業」採択案件に係る事業
- (5) その他、地域の基幹産業や地場産業等の地域経済に密着し、重要な役割を担う事業併せて、助成金や施策情報等、並びに各地の有効事例の提供も行っています。

組合 Q & A

改正組合法の役員規定

この4月1日から施行される改正「中小企業等協同組合法」については本誌で既に掲載しておりますが、今回は特に役員に絞ってその詳細をお知らせいたします。

ただし、ここでは組合員数1000人未満の小規模組合について主に説明しております。

■ 役員 の 資格

（改正組合法第35条の4関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 特段規定されていない。

▼ 改正組合法 Ⅱ 会社法第331条（取締役の資格）及び335条（監査役の資格）を参考に、組合法において、会社法の規定に違反し、刑の執行終了から2年を経過しない者が役員となることを禁止する等役員の欠格事由を定めることとする。

■ 役員任期の変更

（改正組合法第36条関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 理事及び監事の任期は3年以内とされている。

▼ 改正組合法 Ⅱ 理事による業務運営をこれまで以上の頻度で確認

し、理事による不正行為を防止すべく、理事の任期を3年以内から2年以内と短縮することとする。

また、業務運営を監視する立場にある監事の権限を強化すべく、監事の任期を3年以内から4年以内に延長することとする。

また、商法・会社法において

は、監査役の任期は、3年若しくは4年とされ短縮は認められていなかった。これに対し、組合の

監事の任期は3年以内で定款・総会決議での短縮が可能とされていた。これは、組合は自治による運

営が基本であり、組合員の判断として監事の任期を短縮することを

不可能とすることは妥当でないとの考えによるものである。よって、

今般、監事の任期を延長するにあ

たって、この考え方を維持することとし、監事の任期を最長4年

としつつ、定款で定めることにより短縮できることとする。

▼ 経過措置 Ⅱ 役員の変更については、新たな役員を選任が必要となる組合も存在するため一定

の猶予を与えることとし、施行日以後最初に終了する事業年度に

係る決算に関する通常総会の終了前に存在するものの任期について

は、これまでどおりとする。（附則第10条関係）

* 役員任期の具体例は次頁表参照

■ 監事への業務監査権の付与

（改正組合法第36条の3関係）

▼ 現行組合法 Ⅱ 現行組合法第36条の4では、信用協同組合及び同連合会を除き、監事の権限を会計監査のみに限定している。

▼ 改正組合法 Ⅱ 理事による業務運営に対する監視機能を強化すべく、会計監査のみに限定されて

いる監事の権限を拡大し、監事に業務監査権を付与することとする

（改正組合法第36条の3第2項）。また、併せて理事の責任・義務を

明確化するとともに、監事の権限も明確化することとする（改正組

合法第36条の3第3項）。

ただし、大規模組合ではない組合においては、組合員による自

治が機能しやすいと考えられるので、組合員の自治判断により定款

において監事の監査範囲を会計に限定できることとし（改正組合法

第36条の3第4項）、併せて、この場合の理事、監事の権限・義務

を明確化することとする（改正組合法第36条の3第5項）

▼ 経過措置 Ⅱ 当該規定について

は、定款、規約の変更や業務監査に必要な書類の整備等相当程度の準備が必要となるため施行日（平成19年4月1日）以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の日から適用することとする（附則第11条関係）。

■ その他役員に関する改正

① 理事による利益相反取引の制限

現行組合法では理事が組合と契約する場合には理事会の承認が必要とされている。他方、理事の借入金債務に関し組合がこれの債務保証を行う等、理事と組合の直接契約ではないが理事と組合の利益が相反する取引については特段の規制が課されていなかった。

このため、これまでの自己契約に加え、会社法第356条第1項第3号の規定に倣い、組合が理事以外の者との間で行う、理事と組合の利益が相反する取引においても、重要な事実を開示した上で理事会の承認を必要とする旨の規定が追加される。

（改正組合法第38条関係）。

② 理事の損害賠償責任の免除

現行組合法では、役員は組合に対する任務懈怠の損害賠償責任については、総組合員の同意が無け

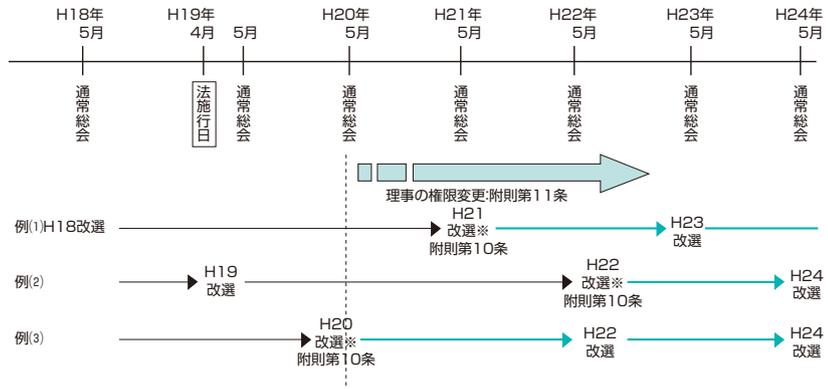
■ 組合 Q & A

れば免除できないとされている。また、役員等が職務を行うとき善意・無重過失の場合においては、損害賠償額から一定額を控除して得た額を限度として総会の決議によって免除できることとされているが、今般の改正により、役員等の責任が一定程度強化されることに併せ、役員等の損害賠償責任の限定に関する規定も見直すこととし、事業協同組合等の役員についても株式会社同様の扱いとすべく、会社法第426条及び第427条の規定を準用することとする。(改正組合法第38条の2第9項関係)

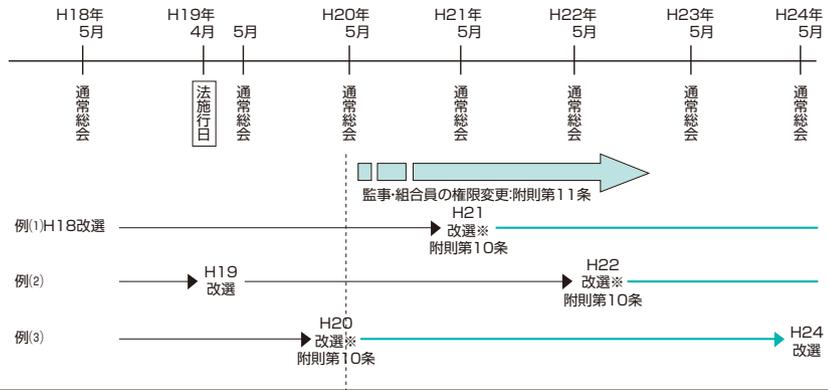
③ 役員等の責任を追求する訴え
 これまでは会社法における株式会社における責任追及等の訴えを準用しているものの、監事の職務が会計監査に限定されているため、監事による役員等の責任追及の訴えの部分が除かれていたが、今般の改正により、会計監査のみを行う監事を含め、監事も責任追及の訴えの対象とすることとし、また、共済事業を行う組合であつて会計監査人を選任した場合の当該会計監査人も同様の扱いとする。(改正組合法第39条関係)

役員任期の具体例

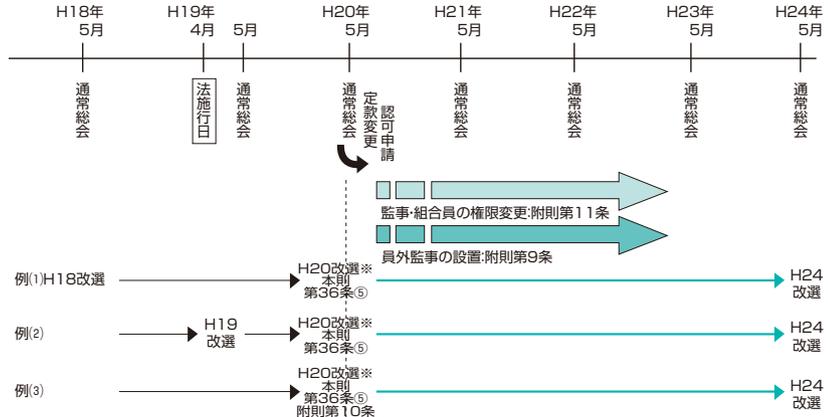
附則第10条、附則第11条の整理(理事関係:これまで理事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき理事の任期を2年とする場合の取扱い)



附則第10条、附則第11条の整理(監事関係:少数組合であり引き続き業務監査権限を付与しない組合であつて、これまで監事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の取扱い)



本則第36条第5項、附則第9条、第10条、附則第11条の整理(監事関係:大人数組合であり監事への業務監査権限の付与及び員外監事の設置が義務づけられる組合であつて、これまで監事の任期を3年としており、今般の法改正に基づき監事の任期を4年とする場合の取扱い)



「コンサルタント」の目

「経営改革」いろいろ経済学へ 上杉鷹山に学ぶ 改革への勇氣と気概

ケネディ大統領が最も尊敬した日本

一九六一年、第三五代米国大統領に就任したジョン・F・ケネディは、日本人記者団から「あなたが、日本で最も尊敬する政治家は誰ですか」という質問を受けた。ケネディは即座に「上杉鷹山です」と答えたという。

おそらく、日本人記者団の中でも上杉鷹山の名を知っている者はいなかったであろう。

上杉鷹山は、江戸中期、上杉謙信を祖とする米沢藩主で、逼迫した財政の立て直しに成功した名君で



あった。財政危機に瀕する現代日本にとつても、また経営改革が急務である中小企業の経営にとつても、その範となるべき人物なのである。

上杉鷹山と米沢藩の実情

上杉鷹山は宝暦元（一七五二）年、日向高鍋藩主の二男として生まれ、数え年一〇歳にして米沢藩主上杉重定の養子となった。

上杉家は関ヶ原の合戦で豊臣方に味方したため、会津二〇〇万石から一五万石に減らされてしまった。収入は八分の一になったのに、

一二〇万石当時の格式を踏襲した上、家臣団の数はもとのままで、出費の削減もしなかったため、藩の財源はたちまち傾いた。年間六万両ほどの出費に対し、実際の収入はその半分程度であり、不足分は借金でまかなうありさまで、深刻な財政破綻に陥っていた。

鷹山が第九代米沢藩主について

のは一七歳のときであった。巨大な借金を背負わされ藩主となった鷹山は、江戸屋敷において家臣達を集め藩財政再建について意見を求め、その第一歩として大儉約令を実施した。その内容は、祝祭行事の制限や延期、参勤交代行列の減少、食事は一汁一菜とし、衣服は木綿を普段着とすること、そして自らの生活費を七分の一に減らすという大節約を実行したのであった。

しかし、改革にはそれに反対する勢力との対立がつきものである。先代任命の家老らと対立しながらも、涙ぐましい忍耐と改革の種火を灯し続けることで、それを退けたのであった。

「民の父母」の自覚と藩政改

当時の産業といえは農業であり、鷹山は中国の例にならい藩主が自ら田を耕す「籍田の礼」を執り行い、農業の尊さを身をもって示した。以

後、家臣あげて荒地開発や堤防修築など次々と進めた。その根本理念は、藩の再興のためには、武士といえども、農民や町人と同じく汗を流さねばならぬことを悟らせるものであった。その決意は、

受け次ぎて国の司の身となれば
忘るまじきは民の父母
という歌と誓詞に込められている。

それ以外にも鷹山は米作に次ぐ殖産興業を積極的に進めた。寒冷地に適した漆や楮、桑、紅花などの栽培を奨励した。漆の実から塗料をとり、漆器をつくる。楮からは紙を

誓詞

一、文学は、これまで通り怠りなく務めます。
二、武術も同様。
三、民の父母の語は家督の際、歌にも詠みましたので、この事は、第一番に大事に考えます。
四、上の者が驕らなければ、下々は危うくなく、又、民の幸せの為に費用が要るが、しかし費用をかけなくとも幸せになる事業を興せば、君民共に幸せになれるという言葉は、日夜忘れないように致します。
五、言つて行いが一致しなかつたり、賞罰が不正、不順であつたり、無礼の無いよう慎みます。

すき出す。紅花は染料として高く売れる。桑で蚕を飼い、生地を紡いで絹織物に仕上げる。

鷹山は藩士達にも、自宅の庭でこれらの作物を植え育てることを命じた。武士に百姓の真似をさせるのかと強い反発もあったが、鷹山自ら率先して城中で植樹を行ってみせた。やがて、鷹山の改革と共鳴して、下級武士たちの中から、自ら荒地を開墾して、新田開発に取り組む人々も出てきた。家臣の妻子も、養蚕や機織りにたずさわり、働くことの喜びを覚えていった。

人づくり「興讓館」の復興

鷹山は、道義が廃れ、怠惰の風気がみなぎる社会を一新しようと、明るく希望ある人材登用の門を開いた。これは従来からの世襲的考え方を変えて、有能な人物には、乏しい財源ながら、その中から惜しみなく適切な俸禄を与え、大事な役目につけた。「奉行」や「郷村教導出役」等を定め、「民の父母」として監督にあたらせたのであった。

一方、農民には、五人組、十人組、一村の単位で組織をつくり、互いに助け合うことを命じた。特に、孤児、孤老、障害者は、五人組、十人組の

中で、養うようにさせた。

働けない老人は厄介者として肩身の狭い思いをしていたが、米沢の小さな川や池を利用して鯉の養殖に勤めた。やがて美しい錦鯉は江戸で飛ぶように売れ始め、老人達にも、自ら稼ぎ手として生き甲斐をもつことができるようになったのであった。

鷹山は、領内の学問振興と人材の育成にも心を砕いた。藩の改革は将来にわたって継続させなければならぬ。そこで、鷹山は学校建設の趣旨を公表して、広く領内から募金を募った。武士達の中には、先祖伝来の鎧甲を質に入れてまで、募金に応ずる者がいた。農民や商人の子も一緒に学ばせることとしたので、これらの層からも拠出金が多く集まったという。

これが当代一の碩学、細井平州を学長にいたたく有名な「興讓館」の復興であった。ペリーが来航する五〇年も前に、医療機器を購入して「東北の長崎」と言われるように、西洋医学も発達したのであった。

引退後も藩政の立て直しに努力

冷害による大凶作になった天明五年、鷹山は三五歳の若さで隠退

し、養父重定の実子である治広に家督を譲った。その時、治広に贈ったのが「伝国の辞」と呼ばれる国を治める心得である。その後も二代にわたり七二歳で没するまで、上杉家の藩政の建て直しと、改革に一命をかけたのであった。

なかでも天明の大飢饉の折には、全国で多くの死者が出たが、米沢藩からは、一人の餓死者も出さなかった。これは貧しい家臣や農民に対する貸金や救米など、鷹山の行った救済処置が素早く、しかも領内の隅々まで行き渡っていたからであった。

中小企業経営と鷹山のモットー

小泉前首相が総裁選出馬を決意する前、いま何が欠けているか、と聞かれたとき「政治指導者の命を捨

伝国、辞

一、國家は、先祖から、子孫へ伝える國家であるから自分勝手にすべき物ではありません。
 一、人民は、國家の人民であるから自分勝手にすべき物ではありません。
 一、國家・人民の爲にあり君であつて、君の爲にある國家人民ではありません。

てる覚悟」と答えたという。改革が出来るのは異端者。気骨あるアウトサイダーでなければできない、と上杉鷹山の例を挙げたという。

いま中小企業経営の革新を考えると、会社の最高責任者である社長の決断や決定がすべてであり、それには、何のために改革を行うべきなのか、「正しい姿勢」を持つことが必要である。それは鷹山でいえば、「民のため」であり、経営者の場合は、「お客様のため」である。このことこそ、事業経営の根底をなす会社のあり方であり、最高責任者である社長の基本姿勢でなければならぬ。

改革には、リスクだけでなく、同時に社内の抵抗や批判も伴う。しかし、それを乗り越えてこそ、経営者の責任は果たされる。捨てる身の全力疾走が企業改革のスタートラインとなる。

「伝国の辞」と共に、次期藩主に伝えられた鷹山の言葉が思い浮かぶ。

為せば成る 為さねば成らぬ
 何事も 成らぬは人の
 為さぬなりにけり

(中小企業診断士 大塚慎二)

千葉県最低賃金・産業別最低賃金改定について

千葉労働局

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が次のとおりとなりました。なお、千葉県最低賃金及び産業別最低賃金の7業種すべての業種について最低賃金額が改正となりました。

最低賃金一覧表（平成18年度改正）

単位：円

最低賃金件名		改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引上額
千葉県最低賃金		687	18.10.1	682	5
産 業 別 最 低 賃 金	調味料製造業(1)	775	18.12.25	771	4
	鉄鋼業	806	18.12.25	800	6
	一般機械器具製造業(2)	794	18.12.25	789	5
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(3)	791	18.12.25	786	5
	精密機械器具製造業	776	18.12.25	771	5
	各種商品小売業(4)	756	18.12.25	751	5
	自動車（新車）小売業	786	18.12.25	781	5

注：(1) 味噌製造業を除く。

(2) 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他機械・同部品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。

(3) 電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。

(4) 衣・食・住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売品であるか判別できない事業所。

なお、この最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

最低賃金についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部賃金室[TEL. 043-221-2328]又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

千葉労働基準監督署 043-241-8383 船橋労働基準監督署 047-431-0181 柏労働基準監督署 04-7163-0245
 銚子労働基準監督 0479-22-8100 木更津労働基準監督署 0438-22-6165 茂原労働基準監督署 0475-22-4551
 成田労働基準監督署 0476-22-5666 東金労働基準監督署 0475-52-4358
 24時間テレホンサービス 043-221-4700

千葉県青果商業協同組合連合会

会長 正司 進



【千葉県青果商業協連の沿革】

当連合会は昭和29年5月から20年近く任意組合として活動していたが、大型スーパーや生協の台頭で青果小売を巡る環境も大きく変化し、さらに、県下各地の公設卸売市場を中心に青果関係の組合が設立されたのを機に昭和46年4月に県下7つの協同組合により法人化された。

この間、連合会は相互扶助を基軸として組合運営研修会や地区研修会、千葉県大会の定期的な開催をはじめ、多彩な組合活動により、業界の発展と組合員の経済的地位の向上に大きな役割を果たしてきた。正司進会長は三橋政雄（市川）、石上正文（船橋）、植草善四郎（千葉）、綱島光雄（木更津）氏に続いて5代目の会長。

【松戸市青果物商業（協）の概要と正司さんの横顔】

戦後、松戸市には5つの小さな市



正司理事長（右）と山岸事務局長（左）

場があったが、松戸市の人口が急増するとともに従来の市場においては消費者のニーズを満たすには複数の市場を往復するような有様であった。そこで青果物の流通を効率化させる拠点として農林省の指導により市内八ヶ崎に公設市場が開設されることになり、それに伴って昭和43年4月に総勢65名で「代払い」を主たる事業とする松戸市青果物商業（協）が設立された。昭和46年には中央青果商業（協）と合併し組合員総数もピーク時には182名までになった。昭和48年には経済の広域化に対応するために地区を千葉県、東京都、埼玉県、茨城県と拡大し組合存立の

■ 千葉県青果商業（協連）

所在地	千葉市美浜区高浜 2-2-1 中央卸売市場内
代表者	正司 進
会員数	9名（出資金 80万円）

■ 松戸市青果物商業（協）

所在地	松戸市八ヶ崎 2-8-1
代表者	正司 進
会員数	65名（出資金 675万円）

基盤強化を図った。この間業界を取り巻く環境は厳しくなるばかりで、市場外流通の拡大や市場の再編や淘汰の波が押し寄せている。

正司氏は千葉県青果商業協同組合連合会会長、松戸市青果物商業協同組合理事長、全国青果物商業協同組合連合会副会長のほか松戸商工会議所や地元小金北商店会等の要職を務めている。

正司さんは昭和18年柏市生まれの63歳。お父さんは戦死し、お母さんも正司さんが6歳のときに亡くなられたので、その後親戚の家に引き取られた。

学校を卒業するとすぐに地元の食料品店に奉公に出された。10年間辛抱すれば店を持たしてもらえるところの約束だったが途中で飛び出し、24歳のときに知り合いの魚屋さんの縁で独力で店を出すことができた。現在は常磐線北小金駅北口前の「おっ

かさん食品館」の青果部門（株）北口ショッピF&V（フルーツ、アンド、ベジタブル）の社長である。

正司さんの趣味は旅行とのこと。月に1度や2度は奥さんと温泉巡りをしているそうだ。モットーは「誠実」。これからの抱負は、来年に県連で全青連全国大会を受けているので、それを成功させなければならぬということ、5年後には柏の市場が移転することになるので、松戸の組合もそちらに移転することになるのかどうか、その道筋をつけなければならないとのことでした。

ご家族は2人の娘さんと後継者の息子さんは既に独立し、奥さんと2人で流山市に在住。



▲昭和48年より毎年松戸市の福祉施設へ果物を送り続けている

松戸市公設地方卸売市場青果物部▶



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・12月

■パン製造 【県下全域】

過去3年加工賃の値上げは無かったが、その間、廃棄物処理や衛生管理費用が上昇したために製造コストはアップしている。

■味噌製造 【県下全域】

お歳暮等季節的に出荷は伸びたが前年比では減少している。コストの上昇が販売価格に転

■魚加工製造 【銚子】

ここ数年来1尾当り200g、300gであった鯖が今秋以降北部太平洋海区で500g前後の加工に適した魚体になり、銚子地区でも大量に水揚げされて活況を呈している。今は冷蔵庫が満杯状態で製品化しているのが、収益の上昇にはつながっていない。

■製材 【県下全域】

新聞報道では国産材に対する評価が大きく変化してきた。これは外材製品の品薄高を受けて代替需要が発生したのと改正グリーン購入法の施行を受けて、合法証明が得やすい国産材の使用が増えたためである。

県内の合法材認定業者数は12月末現在で約30社あるが今後は徐々に増えるものと思われる。

■印刷 【千葉】

12月下旬になって折込チラシの印刷が増加し、会社によっては偏りがあるが忙しくなったところがある。

■生コン製造 【県下全域】

前月比、前年同月比ともにマインスマイルというところだが、4月から11月の累計では前年比102%で若干前年を上回る。

■電気鍍金 【県下全域】

受注量が多いが、単価の引き下げ要求と原材料等の大幅な値上げ等により収益は悪化している。

■鉄工 【千葉】

特段の変化は見られない。

■建築材料卸売 【県下全域】

悪化はしていないが、好転の気配感じられない。

■自動車解体 【県下全域】

入庫台数が10月以降大幅に減少しており、12月は最悪の状態。廃車入庫は新車販売と密接な関係があり、新車販売が06年通年で20年ぶりの低迷状態となり、

中古車はもちろん廃車の発生もかなり減っている模様。従って、鉄スクラップが高値安定しているながらも業界に好況感はない。

■食肉卸売 【県下全域】

処理頭数増加で利益も上昇している。

■小売 【柏】

年末商戦に入ったが、前年の数字を取れていない。

■小売 【佐倉】

売上対前年比95・0%
客数94・6%

■小売 【東金】

暖冬で伸び悩んでおり、特に衣料品関係が悪い。前半のギフト関係もここ数年単価落ち。ポーンズ時期も例年より盛り上がりが無かった。

■小売 【野田】

食料品の売上は好調で売り上げ目標を達成したが、衣料品は

■小売 【習志野】

厳しい状況で、特に婦人モノの重衣料が伸びなかった。

年末には大型店の広告等の販促活動により個店の売上は減少した。

■電気機器小売 【県下全域】

デジタル商品、特に薄型テレビは短期に大幅値引きが続き、地域店が苦戦した。また、白物商品（エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）も良くなかった。

■中古車仕入・販売 【県下全域】

直販・ペースダウン（盛り上がり不足のまま推移）。

■農業機械販売整備 【県下全域】

今年の農機業界は農政の激変、米価の低迷、経営安定対策、集落営農組織化、法人化対策等があり、昨年の国内需要微増から一転5・8%のマイナスとなる見込み。

■貨物運送 【野田】

年末は忙しくなり、それなりの需要もあるのだが、全国で車両、人員不足のため仕事をとりきれない。トラックの燃料である軽油が高値で止まってしまっているため、全体的な運賃アップをしなければならぬ時期に来ている。

■建設 【県下全域】

民間建設の需要で操業度は上昇しているが、受注価格が伴っていない状況である。

■建設 【県下全域】

当連合会加入組合員の官公庁（国、県、市町村）からの受注は65億8200万円であった。前月比では、6億3000万円の減少であった、前年同月比では5億4800万円の減少となっている。前年比では9ヶ月連続の減少。

なんと去年越しが出来そうです。商店街は多種多様な店舗が寄せ集まって成立しています。シャッター店舗が増えるともうその商店街には人が寄り付きません。すべての商店がだめになります。

■建設 【野田】

車両や荷物の盗難が多発しており、また労働時間オーバーによる事故も多くなっています。

お知らせ

組合決算講習会のご案内

中小企業組合には一般法人とは異なった特有の会計処理や税制上の取り扱いがあります。
そこで組合として適正・有利な会計処理と申告をしていただくための講習会です。経理担当者多数のご参加をお待ちしております。

日時 平成19年2月15日(木)
午後1時～5時

場所 千葉県中小企業指導情報センター5階会議室

内容 ①組合の決算手続き
②組合の税務申告
講師 公認会計士 高木清先生
参加費 1名 3000円
(テキスト・飲み物代等)

当日ご持参下さい
締切り 平成19年2月9日(金)
申し込み等詳細は本会組織振興部
Tel 043・242・3277

組合役員講習会のご案内

日時 3月8日(木)～9日(金)
場所 勝浦ホテル三日月
なお、講習内容、参加費等詳細については、追って文書でご案内いたしますので、皆様多数のご参加をお待ちしております。

新連携創出フォーラムin千葉のご案内

日時 平成19年3月8日(木)
午後1時～4時30分

場所 船橋ランドホテル2F

内容 ①新連携施策説明会(関東経済産業局)
②基調講演「新連携を通じた地域活性化について」

立教大学経済学部教授・新連携事業評価委員会委員長
山口義行氏

③パネルディスカッション
「ビジネスチャンスは新連携にあり」P(株)坂口技研代表取締役

坂口正明氏、(助)千葉県産業振興センター理事長小澤慶和氏、新連携支援プロジェクトマネージャー風間善樹氏、C新連携支援サブマネージャー成瀬義弘氏

④支援活用事例及び事前質問への回答(中小企業基盤整備機構)
⑤個別相談会(中小企業基盤整備機構)

主催 関東経済産業局(事務局) 中小企業基盤整備機構関東支部
申し込み 千葉日報社
Tel 043・222・9211

千葉人材銀行からのお知らせ

経験豊富な40歳以上の管理職、課長職以上の管理的職業経験者、技術職(一般的にエンジニアといわれる方で技能工は含まれません)専門職(通訳・看護師・デザイナー等一般的にスペシャリストといわれる方)の雇用と就職についての相談とあつ旋を専門に行い、企業が必要とする優れた人材の確保と求職者の能力が発揮できる職場の確保を目的として設けられた国が行うハローワークの機関です。ご利用は一切無料です。

◎求人申し込み方法は：まず直接お電話でのお問い合わせをお待ちしております。求人申込用紙は当行独自の用紙となります。求人受理の管轄はありません。

◎紹介の方法は求人情報・求職情報を公開・閲覧する相互リンクエスト方式です。

◎千葉人材銀行のホームページに求人申し込み各様式、求職者情報の概要等が掲載されています。

◎詳細はハローワークちば千葉人材銀行千葉市中央区新町3・13
Tel 043・2338・8200
ご利用時間 8・30～17・00
土日、祝日及び年末年始は休み。

組合の政治的中立について

企業や団体の政治活動や献金はよく社会問題になることがあります。中小企業の組合も例外ではありません。中小企業団体の組織に関する法律第7条第3項、中小企業等協同組合法第5条第3項及び商店街振興組合法第4条第3項には「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と明確に定められています。

これは、政治的中立の原則といわれ中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合が経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることを防止するための基本規定です。

つまり、総会等で公職選挙での特定候補者の支持を決議し、組合員に強制することは禁じられていますし、組合役員としての立場を利用して特定政党や政治家を推薦することや投票を依頼すること、当然組合法に抵触します。

しかし、組合の役員や組合員が個人の立場として特定政党に献金をするなどや特定候補を応援することなどについては憲法で認められた私人としての政治活動ですので、当然問題はありません。

□表紙のメモ「柏の葉キャンパス駅」

首都圏北東部を縦断するように秋葉原～つくば間58・3kmを最速45分で結ぶつくばエクスプレス。このほぼ中間点に位置するのが柏の葉キャンパス駅。

昨年末に駅前に大型ショッピングセンターが完成し、本格的な街づくりが始動した。駅周辺には東大柏キャンパスや千葉大環境健康科学ワールドセンターなどの教育機関、国立がんセンター、東葛テクノプラザ等の先端学術機関、それに柏の葉公園などの緑豊かなエリアが含まれている好立地で新たな生活都市空間が生まれている。

編集後記

from the editor

本県の観光は、年間約2500万人が訪れる東京ディズニーリゾートが圧倒的な存在感を誇る一方、海水浴の長期低迷などで房総半島全体としてはやや苦戦気味である。

この2月から始まった「デザインেশョンキャンペーン」が成功して、観光立県千葉の実現に向けた起爆剤になってほしいものだ。

E-mail:

fumatogawa@chukai-chiba.or.jp